

常総市省エネ家電製品買換促進補助事業 Q&A

1. 事業概要について

Q1：どんな事業ですか？

A1：古い家電製品から省エネ家電製品への買換をする市民に対して補助金を交付することで、物価高騰による市民生活の負担を軽減するとともに家庭における二酸化炭素の排出量削減を図ることを目的した事業です。

一定基準を満たす省エネ家電製品の買換した世帯を対象に補助金を交付します。

Q2：なぜ8月からの受付なのですか？

A2：補助金に充てる予算は、国からの重点支援地方交付金によるものです。議会での予算議決後に周知期間を経て令和8年8月3日（月）からの受付となります。

なお、令和8年4月1日以降の購入分を対象としています。

Q3：対象を冷蔵庫・エアコンにした理由は？

A3：資源エネルギー庁の資料によると、夏季及び冬季のご家庭での電力消費が特に多い日における電力の使用割合が高い家電製品を対象としており、買換により高い省エネ効果が期待できるため、冷蔵庫・エアコンを対象としています。

Q4：買換えに限定した理由は？

A4：家電を省エネ家電に買換えることにより二酸化炭素排出量を削減することを目的としているため、買換に限定しています。

旧家電を廃棄した際に発行される「特定庭用機器物管理票（リサイクル券）」の写しを申請書類にすることで、買換であることを確認します。

2. 申請一般について

Q5：補助対象となる省エネ家電はどのような製品ですか。

A5：省エネラベルにおける省エネ性能の2つ星以上の冷蔵庫，エアコンが補助の対象となります。

店頭で下記の「省エネ性能マーク」が表示されており、省エネ性能の星の数や数値が2以上で、購入の際の目印になります。



Q6：常総市内に引っ越してきて、新しく家電を揃えました。申請できますか？

A6：既存製品から省エネ家電への買換を促進するための制度ですので、新規の購入は補助対象外になります。

Q7：ネットショッピングで購入した製品は補助対象になりますか？

A7：購入店舗へ確認が必要な場合もあるため、ネットショッピングは補助の対象外としています。

Q8：市外の店舗で対象製品を購入したのですが、補助対象になりますか？

A8：茨城県内の店舗で購入したものは補助の対象となります。

Q9：領収書もレシートありません。どうにかありませんか。

A9：領収書やレシートは購入した証拠となりますので、紛失した場合は恐れいりますが補助対象になりません。

Q10：二世帯住宅の場合は世帯別に申請できるのでしょうか。

A10：同じ建物にお住まいでも、同一世帯でない場合は補助対象になります。

Q11：冷蔵庫とエアコンなど複数の対象商品を買換えた場合の補助額はいくらになりますか？

A11：補助対象の省エネ家電製品の購入及び設置費の合計額によって、下記のとおり補助額が決まりますが、補助金の申請は1回のみです。

購入費用（税込）の合計額	補助額
5万円以上10万円未満	1万円
10万円以上15万円未満	2万円
15万円以上	3万円

Q12：各種商品券やポイントを利用する場合、補助対象になりますか？

A12 補助対象経費は、省エネ家電製品の「購入価格（税込）」ですので、値引きやポイントの利用があった後の価格に応じて補助額を決定します。

Q13：住民登録のある自宅以外（別荘や畑小屋など）の古い家電の買換え補助対象となりますか？

A13：補助対象外となります。自ら居住する自宅に設置する場合に補助対象となります。

Q14：家電リサイクル券を紛失してしまいました。

A14：購入した店舗にご確認ください。

Q15：同一世帯で家電を複数購入し、それぞれの購入者が異なっている場合でもすべて補助対象になりますか？

A15：対象となります。その際、申請者は購入者のいずれか1人となります。

Q16：買換え前の電化製品（冷蔵庫，エアコン）がまだ使えるので，必要とする者に譲渡した場合は補助の対象になりますか？

A16：補助の対象外となります。「特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写しを提出する必要があります。

Q17：分割払いの場合は，どのような書類が必要となりますか？

A17：クレジットカード等による支払いの場合，支払済みを証明する領収書などの書類が必要となります。（分割払い期間中やボーナス一括払い等で支払いが終了していない場合は対象外となります。）

Q18：買換え予定の家電製品が，「省エネルギー性能が2つ星以上」となっているか分かりません。

A18：販売店で確認するか，若しくは省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp/>）にて検索し確認ください。

Q19：申請の際に必要な省エネルギー性能が2つ星以上を確認できるカタログ等が見つかりません。

A19：その際は，省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp/>）にて対象商品を印刷したものを添付してください。

3. 申請書類提出の期間・方法について

Q20：補助金申請書類の提出期限はありますか？

A20：補助金申請書類の提出期限は令和9年2月26日（金）までです。ただし，予算がなくなり次第，受付を終了する予定ですので，予めご了承ください。

Q21：補助申請は，世帯主のみとなりますか？

A21：申請者は世帯主でなく，省エネ家電製品の購入者になります。

Q22：書類へ記入する際に，間違えてしまったのですが。

A22：訂正する場合は，訂正箇所に二重線を引き訂正印（申請者の印鑑）を押印し，余白に訂正内容を記入してください。

Q23：書類の様式はどこにありますか？

A23：常総市役所生活環境課窓口にあります。また，常総市ホームページでも様式等を掲載していますのでご利用ください。

Q24：書類の提出はどのようにになりますか？

A24：窓口への提出のみとなります。提出先は常総市役所生活環境課Tel0297-23-2919となります。受付時は混雑が予想されますので，ご了承ください。